

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年5月27日

横浜市契約事務受任者
道路・交通政策局長 角野 智史

1 契約の概要

新横浜駅北口歩道橋エレベーターピット排水収集運搬処分業務委託

2 履行（納品）場所

港北区新横浜二丁目100番地先

3 契約日

令和8年4月28日

4 履行日又は履行期間

令和8年6月30日

5 契約金額

162,404円（うち消費税及び地方消費税相当額14,764円）

6 契約の相手方（名称及び所在）

株式会社昌和プラント

代表取締役 廣木 直江

神奈川県横浜市中区万代町2-3-1

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

新横浜駅北口歩道橋のエレベーター2号機において、ピット部への雨水浸入が確認されました。このまま雨水の流入が続き水位が上昇すると、機械部分が水没し故障、長期停止となるおそれがあり、利用者へ多大な影響を及ぼします。

このため、排水業者によるバキューム車を用いた排水作業を実施します。

8 契約の相手方の選定理由

廃油の収集運搬処分の一般競争入札有資格業者であり、かつ今回の緊急対応が可能であったため。

9 所管課

道路・交通政策局道路部施設課